

南島原市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第5章 雑則（第29条—<u>第37条</u>）</p> <p>（事業計画の許可）</p> <p>第13条 事業者は、保全地区内において事業を行おうとするとき、又は事業区域の面積が<u>0.5ヘクタール</u>を超える事業（事業者が行おうとする事業に係る事業区域の面積と、規則で定める当該事業区域と同一の事業区域とみなす区域の面積とを合算した面積が<u>0.5ヘクタール</u>を超えるものを含む。）を行おうとするときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保全地区内の事業又は事業区域の面積が<u>0.5ヘクタール</u>を超える事業に係る事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、保全地区内の事業又は事業区域の面積が<u>0.5ヘクタール</u>を超える事業に係る事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させる</p>	<p>目次</p> <p>第5章 雑則（第29条—<u>第35条</u>）</p> <p>（事業計画の許可）</p> <p>第13条 事業者は、保全地区内において事業を行おうとするとき、又は事業区域の面積が<u>1ヘクタール</u>を超える事業を行おうとするときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保全地区内の事業又は事業区域の面積が<u>1ヘクタール</u>を超える事業に係る事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、保全地区内の事業又は事業区域の面積が<u>1ヘクタール</u>を超える事業に係る事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させる</p>

ことができる。

2・3 (略)

(維持管理)

第35条 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に保つように維持管理しなければならない。

2 事業者は、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害を与えるおそれがあるときは、直ちにその状況の確認を行い、必要な措置を講じ、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(事業廃止後の適正処分)

第36条 事業者は、事業廃止後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、太陽光発電設備をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正に処分しなければならない。

(委任)

第37条 (略)

ことができる。

2・3 (略)

(委任)

第35条 (略)